

令和8度 酒田市国民健康保険事業計画について

概要

平成30年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。県単位化後の国保は、「山形県国民健康運営方針」の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られており、これまで保険税水準の統一や、事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第2期山形県国民健康保険運営方針（令和6年度～11年度）の対象期間である令和7年度から令和11年度にかけて納付金ベースの統一を図っていくこととなり、段階的に医療費指数反映係数（ α ）を0に近づけていくこととなった。

酒田市国保の運営においては、これまで条例上の規定より積み上がった基金について、コロナ禍という社会背景において被保険者の負担軽減を図るとともに積み立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で減税（令和2年度から5年度）を実施してきたが、基金残高が条例上の規定額に達する見込みとなってきたことから、当初の被保険者への還元という目的は果たしたと考えられる。今後は健全かつ安定的な運営を図っていくため、国保財政調整基金残高の推移や納付金ベースの統一の影響等を注視しながら以下の重点事業に取り組んでいく。

重点事業

1 国保財政の健全化

国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図る。

2 収納率向上対策

市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき税収の確保を図る。

3 国保事務の適正化

被保険者の的確な把握、早期適用を図るための必要な方策を講ずる等適用の適正化を積極的に推進し、事業運営の健全化に努める。

4 医療費適正化対策

必要な医療を最適な形で効率よく提供するため適正受診・治療を促進する。

5 保健事業の充実

病気になる前の予防を強化し、長期間の治療が必要な状態を防ぐ。

6 広報及び職員の研修体制

広報活動を通じて被保険者に国保事業についての理解を促すとともに、研修により職員の資質向上を図る。